

87 介護福祉施設サービスにおけるサービス提供体制強化加算の基準

改定前	改定後	改定のポイント
【平成12年告示95号】 八十七 介護福祉施設サービスにおけるサービス提供体制強化加算の基準 <u>第三十八号</u>の規定を準用する。この場合において、同号イ②中「<u>通所介護費等算定方法第三号</u>」とあるのは「<u>通所介護費等算定方法第十二号</u>」と読み替えるものとする。 <u>三十八 短期入所生活介護費におけるサービス提供体制強化加算の基準</u> イ サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 以下のいずれかに適合すること。 (一) <u>指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が百分の八十以上であること。</u> (二) <u>指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員の総数のうち、勤続年数十年以上の介護福祉士の占める割合が百分の三十五以上であること。</u> (2) <u>提供する指定密着型介護老人福祉施設所者生活介護の質の向上に資する取組を実施していること。</u> (3) <u>通所介護費等算定方法第十号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。</u> ロ サービス提供体制強化加算(Ⅱ)イ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) <u>指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が百分の六十以上であること。</u>	【平成12年告示95号】 八十七 介護福祉施設サービスにおけるサービス提供体制強化加算の基準 <u>第七十二号</u>の規定を準用する。この場合において、同号イ③中「<u>通所介護費等算定方法第十号</u>」とあるのは「<u>通所介護費等算定方法第十二号</u>」と読み替えるものとする。 七十二 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費におけるサービス提供体制強化加算の基準 イ サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 以下のいずれかに適合すること。 (一) <u>指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が百分の八十以上であること。</u> (二) <u>指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員の総数のうち、勤続年数十年以上の介護福祉士の占める割合が百分の三十五以上であること。</u> (2) <u>提供する指定密着型介護老人福祉施設所者生活介護の質の向上に資する取組を実施していること。</u> (3) <u>通所介護費等算定方法第十号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。</u> ロ サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) <u>指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が百分の六十以上であること。</u>	特養におけるサービス提供体制強化加算の基準の改定です。これまでショートステイのサービス提供体制強化加算の基準を準用してきましたが、地密特養の基準の準用に改められました。 【改定前】 ＜サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ＞ サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イは、次の要件を満たした場合に日18単位を算定することができました。 ① 介護職員数のうち介護福祉士が60%以上 ② 第27号告示第12号に定める入所者の定員超過、介護職員・看護職員数の人員欠如となっていないこと。 ＜サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ＞ サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロは、(Ⅰ)イの②のほか次の要件を満たした場合に日12単位を算定することができました。 ① 介護職員数のうち介護福祉士が50%以上 ＜サービス提供体制強化加算(Ⅱ)＞ サービス提供体制強化加算(Ⅱ)は、(Ⅰ)イの②のほか次の要件を満たした場合に日6単位を算定することができました。 ① 看護・介護職員の総数のうち常勤が75%以上 ＜サービス提供体制強化加算(Ⅲ)＞ サービス提供体制強化加算(Ⅲ)は、(Ⅰ)イの②のほか次の要件を満たした場合に日6単位を算定することができました。 ① 利用者に直接提供する職員数のうち、勤続年数3年以上の者が30%以上 【改定の理由】 特養におけるサービス提供体制の強化が求められています。

居宅サービス等基準第二百十一条第二項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームである場合にあっては、当該特別養護老人ホームの介護職員。以下同じ。）の総数のうち、介護福祉士の占める割合が百分の六十以上であること。

(2) 通所介護費等算定方法第三号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。

ロ サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 指定短期入所生活介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が百分の五十以上であること。

(2) イ(2)に該当するものであること。

ハ サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 指定短期入所生活介護事業所の看護師若しくは准看護師又は介護職員(以下「看護・介護職員」という。)(当該指定短期入所生活介護事業所が指定居宅サービス等基準第二百十一条第二項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームである場合にあっては、当該特別養護老人ホームの看護・介護職員)の総数のうち、常勤職員の占める割合が百分の七十五以上であること。

(2) イ(2)に該当するものであること。

ニ サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 指定短期入所生活介護(指定居宅サービス等基準第二百十条に規定する指定短期入所生活介護をいう。)を利用者に直接提供する職員(当該指定短期入所生活介護事業所が指定居宅サービス等基準第二百十一条第二項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームである場合にあっては、当該特別養護老人ホームの入所者に対して介護福祉施設サービスを直接提供する職員)の総数のうち、勤続年数三年以上の者の占める割合が百分の三十以上であること。

(2) イ(2)に該当するものであること。

(2) イ(3)に該当するものであること。

ハ サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 以下のいずれかに適合すること。

(一) 指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が百分の五十以上であること。

(二) 指定地域密着型介護老人福祉施設の看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が百分の七十五以上であること。

(三) 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を入所者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数七年以上の者の占める割合が百分の三十以上であること。

(2) イ(3)に該当するものであること。

【改定のポイント】

＜サービス提供体制強化加算(Ⅰ)＞

サービス提供体制強化加算(Ⅰ)は、次の要件を満たした場合に日22単位を算定することができます。

① 介護職員数のうち介護福祉士が80%以上、
または勤続年数10年以上の介護福祉士が35%以上

② 介護サービスの質の向上の取組

③ 第27号告示第12号に定める入所者の定員超過、介護職員・看護職員数の人員欠如となっていないこと

＜サービス提供体制強化加算(Ⅱ)＞

サービス提供体制強化加算(Ⅱ)は、(Ⅰ)の②のほか次の要件を満たした場合に日18単位を算定することができます。

① 介護職員数のうち介護福祉士が60%以上

＜サービス提供体制強化加算(Ⅲ)＞

サービス提供体制強化加算(Ⅲ)は、(Ⅰ)の②のほか次の要件を満たした場合に日6単位を算定することができます。

① 介護職員数のうち介護福祉士が50%以上、
または看護・介護職員の総数のうち常勤が75%以上
または利用者に直接提供する職員数のうち、勤続年数7年以上の者が30%以上

● 旧加算(Ⅰ)イが新加算(Ⅱ)となり、その上位区分として新加算(Ⅰ)が設定され、また旧加算(Ⅰ)ロと、旧加算(Ⅱ)(Ⅲ)の中間レベルが合体した下位区分として新加算(Ⅲ)が設定されました。

旧加算(Ⅰ)イ 18単位

旧加算(Ⅰ)ロ 12単位

旧加算(Ⅱ) 6単位

旧加算(Ⅲ) 6単位

→

新加算(Ⅰ) 22単位

新加算(Ⅱ) 18単位

新加算(Ⅲ) 6単位